資料1

印西市教育大綱の策定について

第１回総合教育会議

令和７年５月１９日（月）

１．経緯

教育大綱、教育振興基本計画ともに、令和7年度に期間の満了を迎えます

印西市教育大綱

- 平成２６年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、**市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を展開していくための指針**。
- **現在の教育大綱は、令和３年３月に改訂**したもので、基本目標を「子どもたちの未来を育み 誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」とし、**対象期間を令和７年度**までとしています。

教育振興基本計画

- 「第２期印西市教育振興基本計画」は、「教育基本法」に基づき、**令和４年３月に策定**され、市の教育や学びの方向性を示しており、教育大綱と同様に**令和７年度に期間の満了**を迎えます。

令和８年度に向け、新たな教育大綱、教育振興基本計画の策定が必要

2-1. 教育大綱について

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、策定が義務付け

（根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項）

第１条の3　地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、**その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定める**ものとする。

２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、　あらかじめ、次条第一項の**総合教育会議において協議**するものとする。

２-2.教育振興基本計画について

教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定。なお、策定は努力義務

（根拠法：教育基本法 第17条第2項）

第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、**当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**

３．印西市の教育大綱及び教育振興基本計画の現状

印西市総合計画と整合性を図っています。
また、市長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議における議論を踏まえ策定しています。

（１）計画期間

教育大綱は、総合計画（基本計画）と策定時期をあわせています。
教育振興基本計画は、総合計画及び教育大綱と策定時期をあわせるため4年計画としています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R１０	R１１	R１２
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
市	総合計画基本構想（9年）H24～R2																
			第2次基本計画（5年）H28～R2														
								総合計画基本構想（10年）R3～R12									
								第１次基本計画（5年）R3～R7					第2次基本計画（5年）R8～R12				
			教育大綱（5年）H28～R2					**教育大綱（5年）R3～R7**									
					第1期教育振興基本計画			**第2期教育振興基本計画**									
国					第３期教育振興基本計画					第４期教育振興基本計画							
県							第３期教育振興基本計画					第４期教育振興基本計画					

（２）計画の整合

印西市総合計画で定めた将来都市像の実現に向け、それぞれ計画の整合性を図り策定しています。

●総合計画					
基本構想			基本計画		実施計画
政策			施策	目指す姿	事業
●教育大綱					
基本目標			基本方針		
●教育振興基本計画					
基本構想の推進に向けた方向性を示す →	基本理念	基本方針	基本目標		主な取組
子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります	だれもが輝きともにはばたくいんざいの学び	1.　学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進 2.　市民が学びあい・活かしあい・地域に誇りと愛着が持てる学びの推進 3.　すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進	学校教育の充実	知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むまちを目指します。	1.〇〇〇 2. 3.
			教育環境の整備・充実	子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境が充実したまちを目指します。	1.〇〇〇 2. 3.
			歴史・文化の保護・活用と芸術活動の振興	市民が様々な文化や芸術に触れ、市民文化を創造していくことのできる環境づくりを推進していくとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承するまちを目指します。	1.〇〇〇 2. 3.
			生涯学習・青少年健全育成	生涯学習による人づくりやまちづくりを推進し、生涯を通じた生きがいのある暮らしの実現と豊かで活力のある地域づくりに貢献するとともに、地域で子どもたちを守り育てるまちを目指します。	1.〇〇〇 2. 3.

４．次期教育大綱及び教育振興基本計画の策定方針（案）

印西市
Inzai City

新たな計画を策定するにあたり、市長部局と教育委員会が市の目指すべき教育を一緒に考え、市全体で学校教育や教育行政を推進していくため、「印西市教育大綱」と「第3期教育振興基本計画」を一本化して策定していきます。

【参考】

大綱の定義等

平成26年7月17日付け「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の文部科学省通知より

①国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること。

※参酌とは参考にするという意味であり、地域の実情に応じて大綱を策定する

②地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

（１）計画期間

教育大綱及び教育振興基本計画の期間は、
令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

	H26	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R１０	R１１	R１２
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
市	総合計画基本構想（9年）H24～R2																
			第2次基本計画（5年）H28～R2														
								総合計画基本構想（10年）R3～R12									
								第１次基本計画（5年）R3～R7					第2次基本計画（5年）R8～R12				
			教育大綱（5年）H28～R2					教育大綱（5年）R3～R7					**教育大綱**				
					第1期教育振興基本計画				第2期教育振興基本計画				**第3期教育振興基本計画**				
													（5年）R8～R12				
国					第３期教育振興基本計画					第４期教育振興基本計画							
県							第３期教育振興基本計画					第４期教育振興基本計画					

（２）計画の位置づけ

大綱及び教育振興基本計画は、国・県教育振興基本計画を参酌し、印西市総合計画（基本構想・基本計画）と整合性を図り定めるものとします。

また、計画内容については、基本的な方針や目標までとし、具体的な取組については、毎年策定している実施計画や教育施策で推進し評価していきます。

位置づけのイメージ図

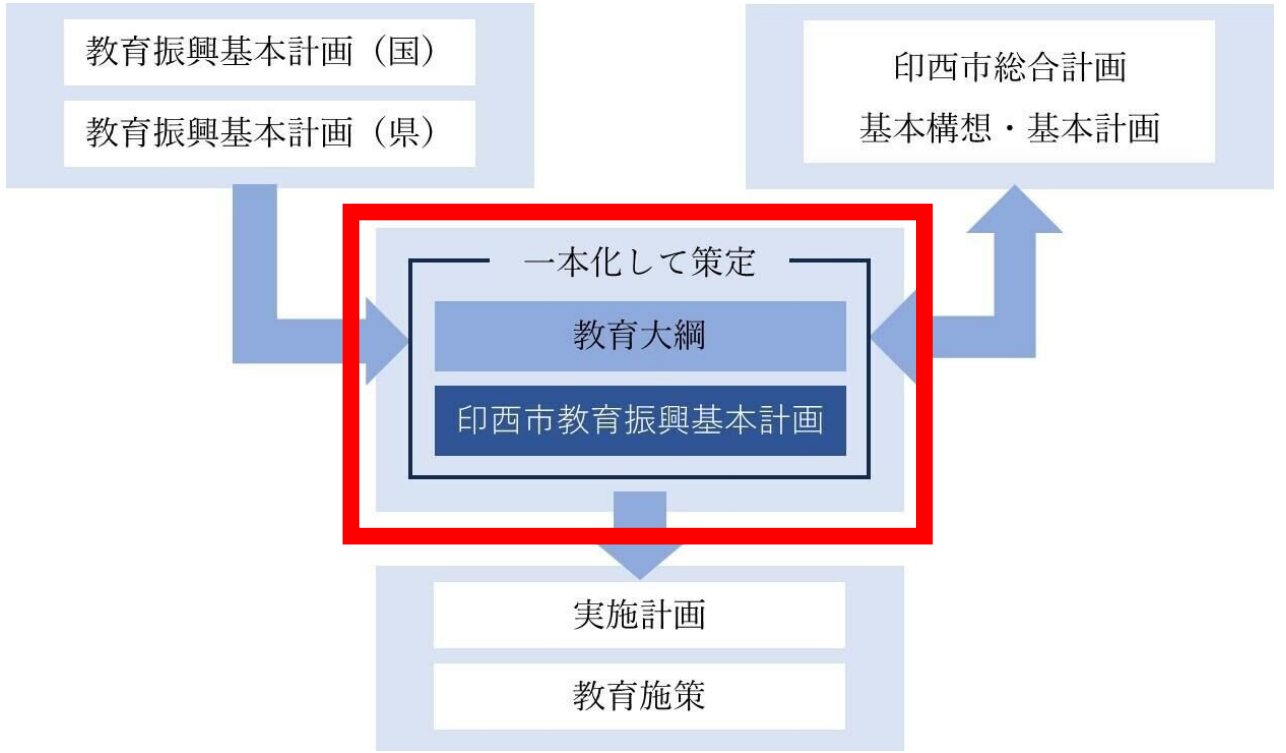

（３）検討体制

市長部局と教育委員会で構成する庁内ワーキンググループにより前計画における事業の成果・課題等を検証し、有識者や関係者の意見を踏まえ、総合教育会議での議論を中心に策定を進めます。

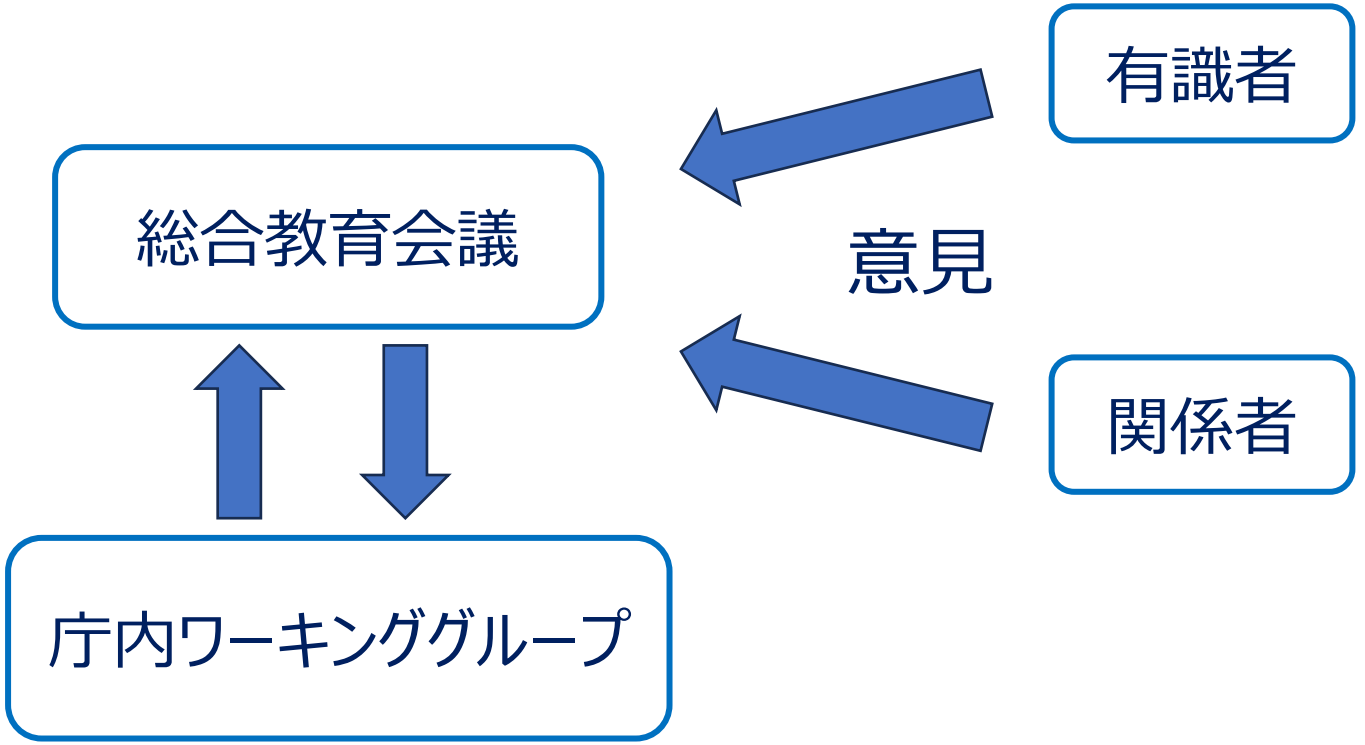

（４）市民意見の反映

策定に当たっては、初期段階から幅広く意見を聴取し進めていきます。

- 児童生徒
  - 給食ミーティング、DXツールによるアンケートなど
- 教職員
  - 校長会・教頭会との意見交換、教職員アンケート、教職員研究会、ワークショップなど
- 市民（保護者）
  - 市民（保護者）との意見交換、素案に対するパブリックコメントなど

5．スケジュール（案）

項目 ＼ 年度 月	令和７年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【総合教育会議】		策定に向けての議論等										
【教育委員定例会】			策定基本方針確定						素案の確定			計画案の確定
【政策調整会議】			策定基本方針確定						素案の確定			計画案の確定
【庁内ワーキンググループ】		素案の作成								計画案の作成		
【印西市議会】									素案の作成報告			
【市民意見聴取】		意見徴収 児童生徒・教職員・市民（保護者）							パブコメの実施			

計画の決定及び公表